

東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園の変更について(中野区決定)

(仮称)本町二丁目公園は、災害時に広域避難場所へ向かう方が一時的に避難できる公園として、また、災害用トイレや災害用井戸、ソーラー式園内灯など災害時に利用できる防災施設を備えた公園として整備を進めているところである。

このたび、本公園の一時避難機能の強化に資する東側通路を新たに整備するため、都市計画の変更を行う。

1. 変更の概要

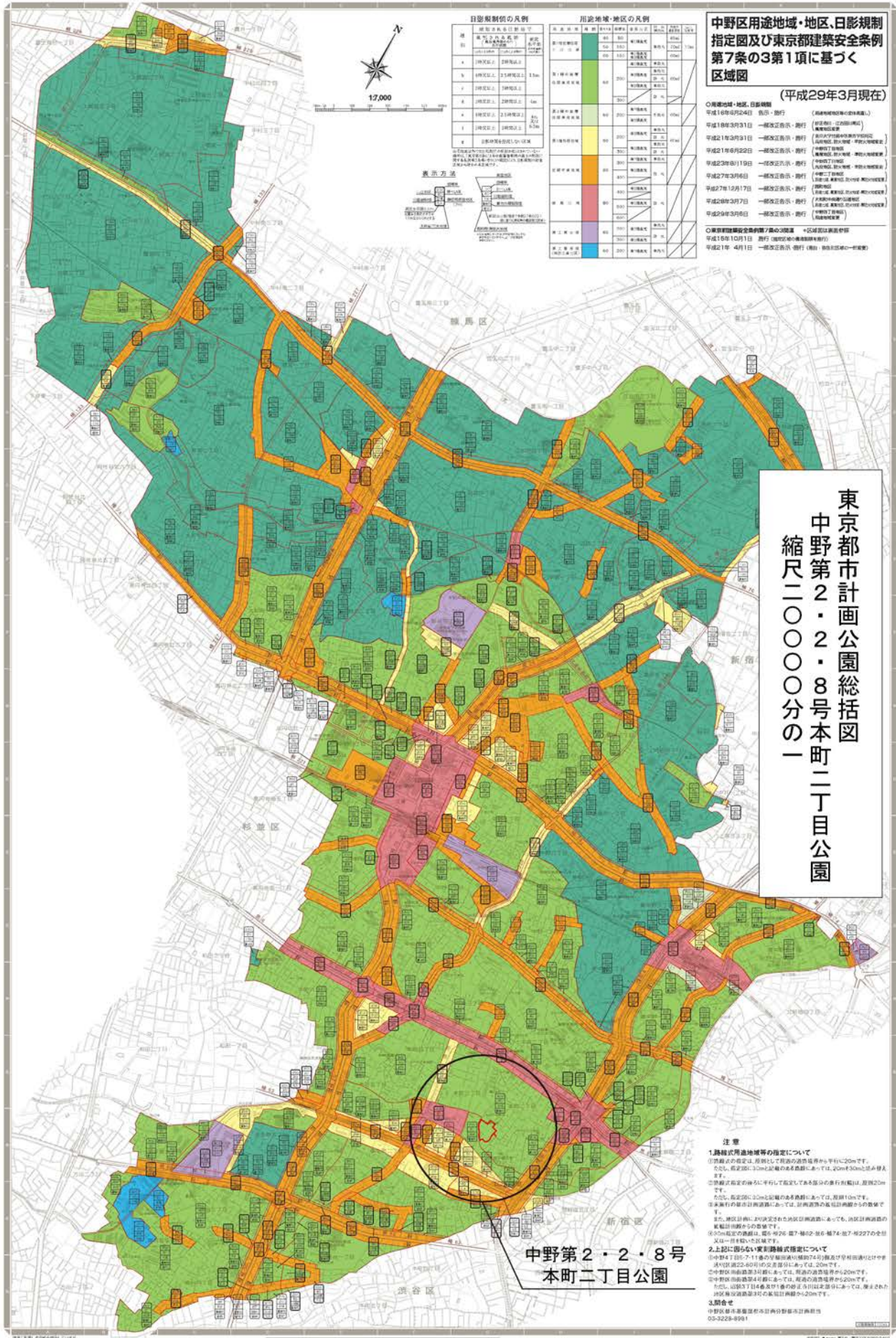
東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園(区公園名称:東郷公園)の位置、区域及び面積を変更する。

2. 都市計画の案(2~6頁参照)

- 都市計画公園の種類 街区公園
- 都市計画公園の名称 中野第2・2・8号本町二丁目公園
- 都市計画公園の位置 中野区本町二丁目地内
- 都市計画公園の面積 約0.69ha → 約0.71ha

3. 当該都市計画公園の経緯及び今後のスケジュール

平成29年	11月 1日	原案に関する意見交換会
	11月 8日	都市計画案の決定
	12月 6日 から	都市計画案の公告・縦覧及び意見収集
	12月 20日 まで	図書の縦覧者 0名、意見書の提出 0名
平成30年	1月 18日	都市計画審議会へ諮問
	1月 下旬	都市計画決定・告示予定



中野区用途地域・地区、日影規制指定図及び東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づく区域図

(平成29年3月現在)

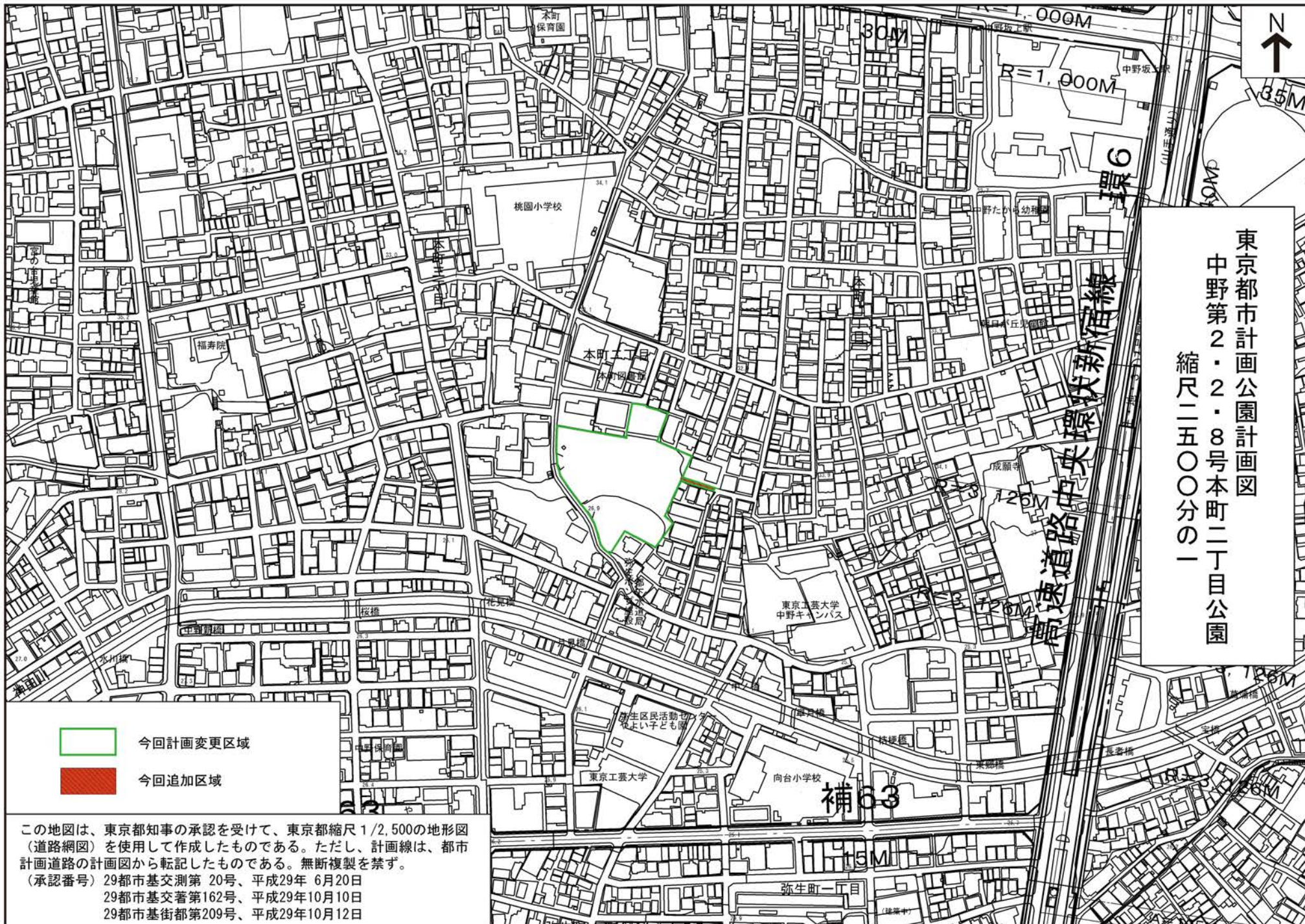
- 用途地域・地区、日影規制
 平成19年4月1日 施行 (用途地域(一部変更))
 平成19年3月31日 一部改正告示・施行 (用途地域(一部変更))
 平成19年3月31日 一部改正告示・施行 (用途地域(一部変更))
 平成21年6月22日 一部改正告示・施行 (用途地域(一部変更))
 平成23年11月19日 一部改正告示・施行 (用途地域(一部変更))
 平成27年3月16日 一部改正告示・施行 (用途地域(一部変更))
 平成28年3月7日 一部改正告示・施行 (用途地域(一部変更))
 平成29年3月6日 一部改正告示・施行 (用途地域(一部変更))
- 東京都建築安全条例第7条の3第1項
 平成12年12月1日 施行 (東京都建築安全条例)
 平成21年4月1日 一部改正告示・施行 (東京都建築安全条例)

日影規制値の凡例				用途地域・地区の凡例			
種別	規制される日影規制値	規制される日影規制値	用途地域・地区	色	用途地域・地区	色	用途地域・地区
1	10%	10%	第一種中高層住居専用地域	緑	第一種中高層住居専用地域	緑	第一種中高層住居専用地域
2	15%	15%	第二種中高層住居専用地域	黄緑	第二種中高層住居専用地域	黄緑	第二種中高層住居専用地域
3	20%	20%	第三種中高層住居専用地域	黄	第三種中高層住居専用地域	黄	第三種中高層住居専用地域
4	25%	25%	第一種低層住居専用地域	オレンジ	第一種低層住居専用地域	オレンジ	第一種低層住居専用地域
5	30%	30%	第二種低層住居専用地域	赤	第二種低層住居専用地域	赤	第二種低層住居専用地域
6	35%	35%	第三種低層住居専用地域	紫	第三種低層住居専用地域	紫	第三種低層住居専用地域
7	40%	40%	第一種商業地域	青	第一種商業地域	青	第一種商業地域
8	45%	45%	第二種商業地域	紫	第二種商業地域	紫	第二種商業地域
9	50%	50%	第一種工業地域	黒	第一種工業地域	黒	第一種工業地域
10	55%	55%	第二種工業地域	黒	第二種工業地域	黒	第二種工業地域
11	60%	60%	第一種遊園地域	黒	第一種遊園地域	黒	第一種遊園地域
12	65%	65%	第二種遊園地域	黒	第二種遊園地域	黒	第二種遊園地域
13	70%	70%	第一種公園地域	黒	第一種公園地域	黒	第一種公園地域
14	75%	75%	第二種公園地域	黒	第二種公園地域	黒	第二種公園地域
15	80%	80%	第一種緑地	黒	第一種緑地	黒	第一種緑地
16	85%	85%	第二種緑地	黒	第二種緑地	黒	第二種緑地
17	90%	90%	第一種河川敷	黒	第一種河川敷	黒	第一種河川敷
18	95%	95%	第二種河川敷	黒	第二種河川敷	黒	第二種河川敷
19	100%	100%	第一種河川敷	黒	第一種河川敷	黒	第一種河川敷
20	105%	105%	第二種河川敷	黒	第二種河川敷	黒	第二種河川敷

東京都計画公園総括図
 中野第2・2・8号本町二丁目公園
 縮尺二〇〇〇〇分の一

中野第2・2・8号
 本町二丁目公園

- 注意
1. 道路式用途地域等の指定について
 ① 道路式の指定は、原則として道路の道路幅員が平均的に20mです。ただし、指定図に30m記載のある道路については、20mを30mとみなします。
 ② 道路式指定の線に平行して指定してある部分の通行規制は、原則20mです。ただし、指定図に30m記載のある道路については、原則10mです。また、指定図に30m記載のある道路については、道路幅員が30m以上の場合は、道路幅員に相当する長さで指定図の線から指定図の線までの間を通行規制の対象とします。また、指定図に30m記載のある道路については、道路幅員が30m以上の場合は、道路幅員に相当する長さで指定図の線から指定図の線までの間を通行規制の対象とします。
 ③ 指定図に30m記載のある道路については、道路幅員が30m以上の場合は、道路幅員に相当する長さで指定図の線から指定図の線までの間を通行規制の対象とします。
 2. 上記に示さない規制適用範囲について
 ① 中野区第21号(1)号の用途地域(第21号)の指定図が併用適用される用途地域(第21号)の指定図の適用範囲は、原則20mです。
 ② 中野区用途地域3期制については、用途の適用範囲が20mです。
 ③ 中野区用途地域4期制については、用途の適用範囲が20mです。ただし、道路3丁目及11号の指定図(指定図)については、併用された用途指定図(指定図)の適用範囲が20mです。
 3. 問合せ
 中野区都市計画課都市計画設計課
 03-3228-8981



東京都市計画公園計画図
 中野第2・2・8号本町二丁目公園
 縮尺二五〇〇分の一

- 今回計画変更区域
- 今回追加区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 （承認番号）29都市基交測第20号、平成29年6月20日
 29都市基交著第162号、平成29年10月10日
 29都市基街都第209号、平成29年10月12日

東京都市計画公園の変更（中野区決定）（案）

東京都市計画公園中中野第2・2・8号本町二丁目公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	中野 第2・2・8号	本町二丁目公園	中野区本町 二丁目地内	約0.71ha	園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、 便益施設、管理施設、災害応急対策施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 防災機能を備えた都市計画公園の配置、利用を検討の結果、災害時における防災機能の強化と平常時における利便性の向上を図るため、上記のとおり公園の変更を行う。

新 旧 対 照 表

種 別	名 称		新 旧	位 置	面 積	適 要
	番 号	公 園 名				
街区公園	中野 第2・2・8号	本町二丁目公園	新	中野区本町 二丁目地内	約0.71ha	位置、区域及び 面積の変更
			旧	中野区本町 二丁目地内	約0.69ha	

変更概要

名称	変更事項
中野第2・2・8号 本町二丁目公園	1. 位置の変更 中野区本町二丁目地内 → 中野区本町二丁目地内 2. 区域の変更 計画図表示のとおり 3. 面積の変更 約0.69ha → 約0.71ha

意見書の要旨《東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園の変更》

東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園の変更に係る都市計画の案を、平成29年12月6日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

名 称	意 見 書 の 要 旨	中 野 区 の 見 解
東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園の都市計画変更案	I 賛成の意見に関するもの なし II 反対の意見に関するもの なし III その他の意見に関するもの なし	